

(仮称) 町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務
受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2026年1月27日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市では、不登校生徒の実態に配慮する学びの場として、「学びの多様化学校分教室ゆめのき（以下、ゆめのき）」を開設しています。ゆめのきを発展させ、2029年度には小中学生を対象とし、本校型の学びの多様化学校として「（仮称）町田市学びの多様化学校（以下、学びの多様化学校）」を開校する予定です。

「教育機会確保法」*や「COCOLO プラン」*の趣旨に基づき、学びの多様化学校の概要を定め、町田市における不登校児童生徒支援策に位置付けるため、基本計画を策定することを目的に策定支援業務を委託します。

*「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016年）教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するもの。

*「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）（2023年）近年の不登校児童生徒数の増加を受け、不登校対策の一層の充実に取り組むことを示すもの。

2 契約の概要

契約件名	（仮称）町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日～2027年3月22日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	（仮称）町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は12,064,030円とする。

※本件は、令和8年第1回町田市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り契約を締結します。否決された場合は、契約を締結しません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべ

ての条件を満たしている者とします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は契約締結時までに登録が可能であること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態ないと認められること。
- (4) 本件と類似する契約実績*を有すると認められること。
*類似する契約実績とは、公共施設における基本計画の策定または、教育または子どもの支援に係る業務実績
- (5) 本件業務内容を適切に実施できる体制が整っていること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2026年1月27日（火）
(2)	資料配付	2026年1月27日（火）
(3)	参加申請の受付	2026年2月6日（金）午後5時まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2026年2月10日（火）
(5)	質疑の提出	2026年2月19日（木）正午まで
(6)	質疑の回答	2026年2月25日（水）午後5時まで
(7)	提出書類の作成、提出	2026年3月9日（月）午後5時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2026年3月13日（金）の指定時間
(9)	評価、採点	2026年3月13日（金）
(10)	結果通知、結果公表	2026年3月17日（火）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2026年3月24日（火）まで
(12)	見積書の提出	2026年3月31日（火）予定
(13)	契約書の調印	2026年4月予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、隨時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② （仮称）町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務委託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑤ 質疑書（指定様式）
- ⑥ 提案書（指定様式）

- ⑦ 見積（様式自由）
- ⑧ 企画書（様式自由）
- ⑨ 類似契約実績書（指定様式）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

（3）参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、下記書類を、2026年2月6日午後5時までに、学校教育部教育センターに郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が4者を超えた場合は、類似契約実績書による書類選考を行い、その得点の高い者のうち、上位4者を参加可とします。

（4）参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

（5）質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。本書面によって質疑を行うものとし、電話等での個別のお問い合わせはお受けしません

なお、電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：送信年月日+質疑+参加業者名

例：260210 質疑株式会社▲▲▲

（2026年2月10日に 質疑書を 株式会社▲▲▲が送信した場合）

（6）質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

（7）提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2026年3月9日午後5時までに、学校教育部教育センターに郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項

【共通事項】

特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。

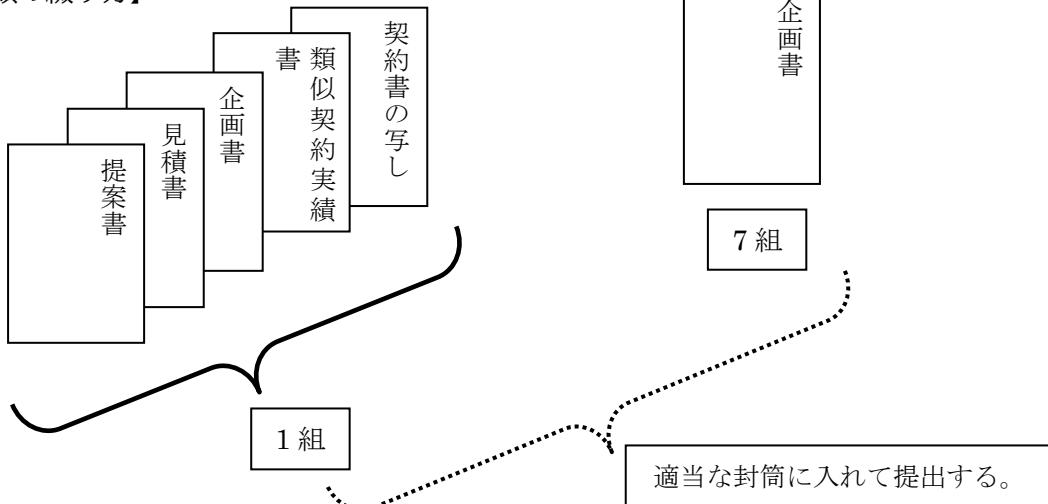
文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。

提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示

は一切しないでください。

書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 <様式自由>	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書 <様式自由>	次の課題又はテーマについて記述してください。 ①学びの多様化学校に、ゆめのき通学者や教職員等の意見を反映させる方策について、具体的に提案してください。 ②不登校児童生徒の多様なニーズに対応する、教室や校舎内の設え等の工夫を提案してください。 ③進捗管理及び町田市との連絡調整等の分担も含めて、本件に係る業務体制を提示してください。業務体制には、情報管理体制を含むものとします。 ページ数は全体で6ページ以内。提出部数は8部です。
類似契約実績書 <指定様式>	法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 ただし、2020年4月～2025年3月の間に完了した契約に限ります。また、概要を記載できる契約は、3件までとします。 ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) プrezentーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行ないます。プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2026年3月13日（金） 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市役所 10階 10-4・5 会議室 (町田市森野 2-2-22)
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッヂ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
業務実績	20点
企画力	40点
プレゼンテーション	10点
業務実施体制	20点
情報管理	5点
見積価格	5点
合計	100点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。

なお、最高得点を取得した者が2者以上あり、見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。
ただし、各委員の平均点が60点以下の場合は、契約候補者に特定しません。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育部教育センターとで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があつたときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市学校教育部教育センター（町田市教育センター）

所在地：〒195-0075 町田市山崎1丁目2番17号

電話：042-793-2481

FAX：050-3163-1021

e-mail：mcity8070@city.machida.tokyo.jp